

第六 本件要求提出ニ関シ嫌疑者ヲ出ガスコトハ為サハルニ官紀ニ触
ル、場合ニ以テ限リニ決ス

大正十五年十月十八日

東京通信局

右 函 意 ス

大正十五年十月十八日

日本労働
組合連
友同志會

(別紙二) 赤松克彦ノ報告

私共実行委員トシテ交渉ノ任ニ當リマシタカ昨日ハ中央通信局ヨリ送付件
ニテ罷業ヲ休止スベク一任セラレシトアリ而シテ廿七日午後二時會見ヲ申込リ
又ハ以テ本日午後四時ヨリ中央局ニ於テ會見ス其要項ハ

一、局長ノ職務ハ支障ナシト但シ局長局長ノ職務ヲ濫用セザルヲ誓約スルコト
而シテ是ハ近々將來ニ於テ職務セシムルモノト信ス

二、西村氏ノ自決ヲ促スルハ局長ノ官更ノ任免職ヲ請フ事ス蓋シテ以テ今直ニ
ニ実行スルヲ得ズ但シ是ニ必ズ近々將來ニ於テ何トカ処置セランコト、信ス

三、勤労手当支給ノ件

原則トシテ支給シ居レルモノ不平等ノ点ヲ研究スルコト

四、購買組合配給品場設置ノ件

應急秋盛ノ為メ政策セバ実行ス